

ID: 458

担当部署: 上下水道室 業務課 業務係

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	名寄市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第21条		
例規番号	令和2年名寄市水道事業管理規程第4号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第21条 市長は、受益者がこの規則に規定する申告を正当の理由なく提出せず、又は虚偽の申告をした者に対して2,000円以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考	名寄市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則に準用あり。		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日